

武道館 改定後使用料

1 専用使用の場合

<新料金> () 内は旧料金

施設の名称等		金額		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
第1 武道室		5,400円 (7,200円)	8,100円 (10,800円)	11,300円 (15,000円)
第2 武道室		6,700円 (7,200円)	10,100円 (10,800円)	14,100円 (15,000円)
第3 武道室		3,000円 (3,600円)	4,500円 (5,400円)	6,300円 (7,500円)
弓道場	10人立ち	3,400円 (5,200円)	5,000円 (7,500円)	7,000円 (10,500円)
	5人立ち	1,700円 (2,600円)	2,500円 (3,750円)	3,500円 (5,250円)

備考

- 1 専用使用は、10人以上の方で構成される団体が使用する場合がございます。
- 2 第1 武道室において、室の全体を使用しないときは、室内の試合場1面につき本表使用料の4分の1の使用料を徴収します。
- 3 第2 武道室において、室の全体を使用しないときは、室内の試合場1面につき本表使用料の5分の1の使用料を徴収します。
- 4 団体の所在地が本市外であるときは、本表使用料の10割増し(倍額)の使用料を徴収します。
- 5 附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、別途使用料を徴収します。

2 個人使用の場合

<新料金> () 内は旧料金

使用者	金額		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
小学生・中学生	120円 (150円)	150円 (150円)	120円 (150円)
一般	250円 (300円)	300円 (300円)	250円 (300円)

備考

- 1 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが本市外であるときは、本表使用料の10割増し(倍額)の使用料を徴収します。

< 武道館 >

H28.4.1から

個人使用 減免者料金について

	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
小・中学生	70円 ⇨ 60円	70円	70円 ⇨ 60円
一般	150円 ⇨ 120円	150円	150円 ⇨ 120円

*市内在住の方に限ります。

- ①障がい者【5割減額】（ただし、障がいの程度等により介助者を必要とする場合、当該介助者については免除とします。）
- ②生活保護世帯【5割減額】
- ③母子(父子)家庭(児童扶養手当支給基準に該当する家庭)【5割減額】
- ④高齢者(満65歳以上)【5割減額】

(吹田市立スポーツ施設個人使用者登録証など証明できるものの提示をお願いいたします。)

旧回数券の払い戻しについて

* 料金改定引き下げによる旧回数券の払い戻し(H28.4.1~)を希望者にいたします。

回数券残数につき、回数券総額×残数/11(円未満切捨て)の金額で払い戻しをします。必要とされる方は回数券原本と朱肉用印鑑をご持参のうえ、事務所窓口までお越しください。

吹田市教育委員会